

別表 1 (第 4 条関係)

大分類	小分類
小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
飲食サービス業	飲食店
	持ち帰り飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
	娯楽業
教育・学習支援業	その他の教育・学習支援業
情報通信業	通信業
	放送業
	インターネット付随サービス業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス業
	技術サービス業
	広告業
製造業	本社としての業務（本市に本社を設置していない事業者にあつては、企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、研究開発、情報処理等を行う業務）

(注) 対象業種は、統計法 平成 19 年法律第 53 号 第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に準拠する。